

税の証明書 申請書類の手引き

申請者の状況により、必要な書類が変わります。

事前に必要書類をご確認いただき、ご準備いただくことで
窓口でお待たせすることなく証明書が発行できます。

※証明書の発行は個別の状況により必要書類が異なります。この手引きに記載の書類が揃っていても、必ず証明書が発行できるわけではありませんのでご注意ください。

【必ず申請に必要なもの】

- ・ 証明書交付・閲覧申請書
- ・ 窓口に来られる人の本人確認書類
(マイナンバーカード・運転免許証など)

様式第58号(第78条関係)			
(市税関係)			
証明書交付・閲覧申請書 令和 年 月 日			
申請者 (窓口に来られた方)	住所 (所在地)	電話番号	
	氏名 (名称)	(自宅) — —	
	生年月日	(携帯/勤務先) — —	
証明対象者 (どなたの証明が必要ですか。)	住所 (所在地)	証明対象者との続柄等	
	氏名 (名称)	□ 本人 □ 同一住所(同居)に暮る。 の親類() □ 代理人 (委任状等が必要です。) □ その他()	
	生年月日		
使用目的	☐ 扶養認定 ☐ 児童手当 ☐ 住宅申込 ☐ 年金 ☐ 就学支援金 ☐ 登記 ☐ 指名願 ☐ 融資 ☐ その他()		
提出先	☐ 大津市 ☐ 滋賀県 ☐ 学校 ☐ 裁判所 ☐ 日本年金機構 ☐ 法務局 ☐ 勤務先 ☐ 金融機関 ☐ その他()		
必要な証明書類の種類		通数	備考(物件の所在地等)
☐ 所得証明 (市県民税課税/非課税証明) ※所得の内容は、証明する年度の前年中の所得です。		☐ 最新年度 (申請日時点で発行可能な最新の年度) □ 年度	
☐ 納税証明 ☐ 市市民税 ☐ 市県民税 ☐ 固定資産税 ☐ 自動車税 ☐ 法人税 ☐ 事業税		☐ 最新年度 (申請日時点で発行可能な最新の年度) □ 年度	
☐ 固定資産課税台帳 記載事項証明 ☐ 評価証明 ☐ 公課証明 (税額記載のもの) ☐ 固定資産価格証明 (近傍地)		☐ 最新年度 (申請日時点で発行可能な最新の年度) □ 年度	
☐ 固定資産課税台帳閲覧		☐ 最新年度 (申請日時点で発行可能な最新の年度) □ 年度	
☐ 営業証明 ☐ その他()			
本人確認	☐ マイナンバー(個人番号)カード ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 年金手帳 ☐ 身体障害者手帳 ☐ パスポート ☐ 在留カード ☐ その他()		
手数料	円 受付	作成	受付支所

税の証明書 申請書類の手引き

誰が窓口へ申請に来られますか？

1. 本人が申請に来られる場合・・・2 ページ
2. 同一世帯の親族が申請に来られる場合・・・2 ページ
3. 亡くなった方の相続人が申請に来られる場合・・・3 ページ
4. 会社の従業員が申請に来られる場合・・・3 ページ
5. 不動産の売買を依頼された事業者が申請に来られる場合・・・3、4 ページ
6. 土地や建物を借りている方が申請に来られる場合・・・4 ページ
7. 最近、土地や建物の所有者になった方が申請に来られる場合・・・4 ページ
8. 士業を営む方が申請に来られる場合・・・3 ページ
9. 裁判所へ出す書類をお求めの方が申請に来られる場合・・・3 ページ
10. 後見人・保佐人・補助人の方が申請に来られる場合・・・3 ページ
11. その他、本人以外が申請に来られる場合・・・3 ページ

1. 本人が申請に来られる場合

- ・ 証明書交付・閲覧申請書
- ・ 本人確認書類

※本人が市外在住の場合、本人確認書類だけでは証明書を発行できない場合があります。今まで大津市に住んだことがない方や、大津市から転出したのちに再度引っ越しをされている方は、追加の確認書類を求めることがあります。

2. 市内在住で同一世帯の親族が申請に来られる場合

- ・ 証明書交付・閲覧申請書
- ・ （窓口に来られる方の）本人確認書類

※同一世帯の親族（未届けの妻・夫、滋賀県パートナーシップ宣誓証明を提示した方含む）に限り、委任状を省略できます。

※市外在住で、同居かつ同一世帯の親族かどうかが大津市で確認できない場合は委任状などをご用意ください。

税の証明書 申請書類の手引き

3. 亡くなった方の相続人が申請に来られる場合

- ・ 証明書交付・閲覧申請書
- ・ （窓口に来られる相続人の）本人確認書類
- ・ 亡くなった方の戸籍（除籍謄本）
- ・ 亡くなった方と相続人の関係が分かるもの
（相続人の戸籍・（法務局の）法定相続情報一覧図の写し など）
- ・ （法定相続人以外の申請の場合）有効な遺言書 など

※本人が亡くなっている場合、生前の委任状があっても無効です。代理人ではなく相続人として申請手続きを行ってください。

4. 会社の従業員が申請に来られる場合

- ・ 証明書交付・閲覧申請書
- ・ （窓口に来られる方の）本人確認書類
- ・ 法人代表者からの委任状（代表者印押印のもの※）

※窓口に来られる方が従業員証や会社名記載の健康保険証をお持ちの場合に限り、委任状の代表社印を省略できます。名刺は認めていません。

5. 不動産の売買を依頼された事業者が申請に来られる場合

- ・ 証明書交付・閲覧申請書
- ・ （窓口に来られる方の）本人確認書類
- ・ （来られる方が従業員の場合）従業員証や会社名記載の保険証
- ・ 依頼された方からの委任状
- ・ （委任状がない場合）証明書の申請、交付を委任することを明記した契約書の原本

※不動産仲介等でお越しの事業者が、委任状の代わりに媒介契約書などをお持ちになる場合、以下の点に気をつけてください。

1. 契約書に証明書の申請、交付を委任することを明記してあること
2. 契約書の有効期限が切れていないこと

税の証明書 申請書類の手引き

5. 不動産の売買を依頼された事業者が申請に来られる場合

【売買後に証明書交付を買い主の依頼で申請される場合】

- 売買契約書や所有権移転後の登記事項証明書

※直近で売買が行われていると大津市で所有権移転を把握していないことがあるため、所有権移転がされていることを確認する必要があります。

※前ページの書類も合わせて必要です。

6. 土地や建物を借りている方が申請に来られる場合

- 証明書交付・閲覧申請書
- 本人確認書類
- 土地や建物を借りていることが分かる書類（賃貸契約書（原本）、借地権の登記事項証明書など）

※土地や建物の所有者からの委任状がない場合も、賃貸借契約書などがあれば証明書が発行できます。

7. 最近、土地や建物の所有者になった方が申請に来られる場合

- 証明書交付・閲覧申請書
- 本人確認書類
- 売買契約書の原本や所有権移転後の登記事項証明書

※直近で売買が行われていると大津市で所有権移転を把握していないことがあるため、所有権移転がされていることを確認する必要があります。

※登記申請受領証は登記が完了していることを示す書類ではないので証明書になりません。

8. 士業を営む方が申請に来られる場合

- 証明書交付・閲覧申請書
- 本人確認書類
- 委任状

※法人からの委任で申請に来る、弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・海事代理士・行政書士（すべて法人含む）は、申請時に各資格者証または補助者証の提示がある場合、代表者印を省略できます。

税の証明書 申請書類の手引き

9. 裁判所へ出す書類をお求めの方が申請に来られる場合

- 証明書交付・閲覧申請書
- （窓口に来られる方の）本人確認書類
- 裁判所へ訴えを起こすことが分かる書類（裁判所へ提出する書類一式）

※裁判所へ訴えを起こすため、訴える相手の税の証明書をお求めの場合、裁判所へ訴えを起こすことを確認する必要があります。そのため、税の証明書以外の裁判所へ提出する書類を全て窓口へお持ちください。

※弁護士・司法書士の場合、訴訟関係人として裁判所へ提出する資料であれば、「通達による統一様式」が使用できます。

※訴えの内容によっては個人情報保護の観点から証明書を発行できない場合があります。

10. 後見人・保佐人・補助人の方が申請に来られる場合

- 証明書交付・閲覧申請書
- （窓口に来られる方の）本人確認書類
- 後見人・保佐人・補助人であることを示す書類（成年後見人等の登記事項証明書）

※保佐人や補助人の場合、税の証明書の申請・交付に関する事項が登記されていることが必要です。

11. その他、本人以外が申請に来られる場合

- 証明書交付・閲覧申請書
- （窓口に来られる方の）本人確認書類
- 委任状

※本人以外が申請に来られる場合、委任状が必要です。

※委任状は、本人が自分の氏名を手書きしない場合は押印が必要です。

※委任状の様式は自由ですが、必ず「日付」「委任する人の住所・氏名・生年月日」「委任する内容」「委任を受ける人の住所・氏名」を明記してください。

※その他、申請の内容に応じて必要な確認書類をご用意ください。